

要領別紙1（農業基盤情報基礎調査に係る運用）

第1 趣旨

各種の農業農村整備事業等に係る事業実績及び農地、基幹的農業水利施設等の整備状況について、毎年度、一元的かつ体系的に把握するとともに、農業農村整備事業等の実施が地域の農業構造等に与える影響について分析を行うことにより、土地改良長期計画の作成及び農業農村整備事業等の効率的かつ効果的な実施に資するものである。

また、農業におけるデータ活用の促進を目的として構築された農業データ連携基盤に調査の結果を提供することにより、データを駆使した農業の実践を促し、もって農業の生産性向上及び農業者の経営改善に資するものである。

第2 内容

1 農業基盤整備状況調査

(1) 調査対象事業

この調査は、次に掲げる事業を対象事業とする。

- ① 農業農村整備事業
- ② 災害復旧事業のうち農業施設災害関連事業
- ③ ①及び②以外の国が補助する事業のうち農業生産基盤の整備を行うもの
- ④ 都道府県又は市町村が国の補助を受けずに行い、又は補助する事業（以下「地方単独事業」という。）のうち農業生産基盤の整備を行うもの
- ⑤ 土地改良区、農業者等が国、都道府県若しくは市町村の直接又は間接の補助を受けずに株式会社日本政策金融公庫の融資により行う事業（以下「融資単独事業」という。）のうち農業生産基盤の整備を行うもの

(2) 事業費、事業量等の把握

① 国が行い又は補助する事業

国が行い又は補助する事業（(1)の①から③までの事業）については、調査実施年度の前年度（以下「調査対象年度」という。）における事業地区別の事業費、事業量等を把握するとともに、調査実施年度内に調査結果を取りまとめるものとする。

② 地方単独事業等

地方単独事業及び融資単独事業については、調査対象年度における事業費、事業量等を把握するとともに、調査実施年度内に調査結果を取りまとめるものとする。

(3) 農業生産基盤の整備状況の把握

この調査は、調査対象年度に整備を実施した事業地区における農地、基幹的農業水利施設の整備状況等（調査対象年度の年度末時点）を把握するとともに、調査実施年度内に調査結果を取りまとめるものとする。

① 農地の整備状況

調査対象年度において整備を実施した事業地区における地目、土地利用計画区分及び整備状況を同一とする農地の領域ごとに、農地の整備状況及び整備面積を把握するとともに農地全体の整備面積に反映する。あわせて調査対象年度における農地のかい廃の状況も当該整備面積に反映する。

② 基幹的農業水利施設の整備状況

調査対象年度において整備を実施した基幹的農業水利施設（農業用排水のための利用等に供される施設であって、その受益農地面積が 100ha 以上のもの）を対象に、各施設別の施設諸元、管理団体、建設年度、建設費、受益面積等を把握する。

③ 水利系統の状況

調査対象年度において整備を実施した基幹的農業水利施設について、水利系統（河川等に接続する取排水口を起点とする一連の基幹的農業水利施設の受益農地の範囲）の状況を把握する。

(4) 調査地図の作成

この調査は、調査対象年度において整備を実施した事業地区における地目、土地利用計画区分及び整備状況を同一とする農地の領域ごとの農地界、基幹的農業水利施設の位置及び水利系統の位置を 2 万 5 千分の 1 の地形図に示す。

2 農業基盤情報管理調査

この調査は、1 の調査結果その他農業農村整備事業等の実施が地域の農業構造等に与える影響の分析に必要な情報について、地理情報システムを活用して地理空間情報の更新及び管理を行う。

3 農業基盤情報解析調査

この調査は、2 の調査結果等を活用し、農業農村整備事業等の実施が地域の農業構造等に与える影響について分析を行うとともに、調査実施年度ごとに調査結果を取りまとめるものとする。

第3 実施主体等

1 農業基盤整備状況調査

(1) この調査は、第2の1の(1)に掲げる調査対象事業のうち独立行政法人水資源機構又は独立行政法人森林総合研究所（以下「機構等」という。）が事業実施主体であるものにあつては農村振興局、機構等以外の者が事業実施主体であるものにあつては地方農政局等（北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）を実施主体とし、都道府県、市町村等の協力を得て実施する。

(2) この調査の実施に当たって、地方農政局等は、調査方法及び調査結果について都道府県、市町村等と密接な連絡調整を図るものとする。

(3) 農村振興局及び地方農政局等は、本調査の実施に当たって必要がある場合は、その調査の一部を都道府県等に委託することができるものとする。

2 農業基盤情報管理調査

農村振興局及び地方農政局等を実施主体とする。

3 農業基盤情報解析調査

(1) 農村振興局を実施主体とする。

(2) 農村振興局は、調査の実施に当たり必要な事項について、研究機関等に委託することができるものとする。

第4 調査結果の報告

地方農政局等が調査実施主体となる調査について、地方農政局等は調査結果を取りまとめの上、毎年度の調査結果を調査年度の3月末日までに農村振興局に報告するものとする。

第5 調査結果の提供

農村振興局は、第2の1の調査結果の全部又は一部を農業データ連携基盤に提供できるものとする。